

style

# 「育ママ」現状と課題

国会で審議されている政府の子育て新施策「子ども・子育て新システム」関連法案は、幼稚園と保育所の機能を一体化させた「総合こども園」の創設が大きな柱だが、もう一つのポイントが「地域型保育」。地域の実情に合わせて、小規模保育などさまざまな保育のかたちを柔軟に展開する仕組みだ。核となる「家庭的保育」(保育ママ)を中心に、現状と課題を探った。

【大道寺峰子、写真も】

## 「新システム」で新たに核に

「保育ママって知らなかつたので、最初は不安だったけれど、こちんまりとした中で安心して預けられて良かつた」。今春から大阪市西区の「保育ママまどか」に3歳の長女を預けているパート女性(32)は、ほほ笑んだ。

大阪市では4月1日現在、保育所待機児童が664人にのぼり、うち2歳児の低年齢児が8割超になる。中でも西区は待機児童の激戦区。この女性も子ども数は、保育ママ1人なら乳児3人まで、補助者を加え2人以上で預かるなら5人まで。おかげでパートの時間も少しずつ長くすることができて「家計も助かった」という。

受けた市町村の認定を受けた受けて市町村の認定を受けた人の預かることができる人の数は、保育ママ1人なら乳児3人まで、補助者を加え2人以上で預かるなら5人まで。保育室の広さは、3人までなら9・9平方㍍以上、3人を超えると1人につき3・3平方㍍を加算する——ことなどが国ガイドラインに定められている。

## 少人数の乳幼児自宅で預かり ■ 形態多様化、複数で運営も

保育ママとは、主に3歳未満の乳幼児を自宅などで預かる制度。以前から自治体が独自に行っていたが、00年から国が一部補助を始め、10年度からは国の制度として法的に位置づけられた。

保育ママとして子どもを預かることができる人は、保育士の資格がある人や、研修を受けて市町村の認定を受けた人だ。預かることができる人の数は、保育ママ1人なら乳児3人まで、補助者を加え2人以上で預かるなら5人まで。保育室の広さは、3人までなら9・9平方㍍以上、3人を超えると1人につき3・3平方㍍を加算する——ことなどが国ガイドラインに定められている。

国会で審議されている政府の子育て新施策「子ども・子育て新システム」

められている。

基本は保育ママが個人で少人数の子どもを預かるが、最近は形態も多様化。複数の保育ママがマンションなどを借りて行うものや、自治体から事業を委託された保育所やNPO法人が複数の保育者や補助者を雇い、10人程度の子どもを預かるものもある。

大阪市の場合、07年から、大阪市に委託して家庭的保育を運営するソフィア南堀江保育園(認可)の中畠剛史園長は「保育所がバックアップしているので、保護者の安心感につながっている」と語る。

また家庭的保育は、裏を返せば「密室保育」となる可能性も否定できない。個人実施型の保育ママでつくるNPO法人「家庭的保育全国連絡協議会」は3月、保育ママ向けに独自の安全ガイドラインを作成し、SIDS(乳幼児突然死症候群)への対応などを細かくまとめた。鈴木道子理事長は「全国どの保育ママでも安心して預けてもらえるよう、保育の質を高めたい」と話す。

大阪市の場合は、支払われる基本委託料は、子ども1人あたり月額約10万円。賃貸マンションなどで預かる場合は、定員5人で家賃月額8万円の補助が出る。

設の経営者は、「ほぼ同じような形で保育しているのに、私たちには全く補助がない。民業圧迫ではないか」と訴えている。

開いた説明会では「定員いっぱいになれば採算がとれるかもしれないが、保育ママが補助者自分で雇用してやり繰りするとなると、経営的に不安」という声が上がった。

多くの子どもを預かるためには、保育ママは自分で補助者を雇う必要があり、保育マ

育施設との整合性などさまざ